

**訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書**訪問介護・第1号訪問のどちらの計算書か  
分かるように○を入れてください

事業所名 ヘルパーステーション〇〇

事業所番号 3900000000

該当する方(今回は前期)を■にしてください

## 1. 判定期間(※)

令和 8 年度 ☒ 前期 ☐ 後期

(※) なお、令和6年度については、前期の判定期間を4月1日から9月30日、減算適用期間を11月1日から3月31日までとし、後期の判定期間を10月1日から2月末日、減算適用期間を令和7年度の4月1日から9月30日までとするため、以下の「2. 判定結果」ア、イについては、適宜判定期間を修正の上、ご使用ください。

## 2. 判定結果

☐ 非該当 ☒ 該当以下赤字内の割合が90%を超えていれば  
「該当」を■にしてください

## ア. 前期

|     | ①判定期間に指定訪問介護を<br>提供した利用者の総数<br>(要支援者は含めない) | ②①の内同一建物減算の適用<br>を受けている利用者数(※<br>1) |
|-----|--------------------------------------------|-------------------------------------|
| 3 月 | 人                                          | 人                                   |
| 4 月 | 人                                          | 人                                   |
| 5 月 | 人                                          | 人                                   |
| 6 月 | 人                                          | 人                                   |
| 7 月 | 人                                          | 人                                   |
| 8 月 | 人                                          | 人                                   |
| 合計  | 人                                          | 人                                   |

③割合  
(②÷①) %

④90%以上である場合の理由(※2より該当する番号を記入)

## 【入力に関する注意事項】

入力する利用者数は、訪問介護(要介護)と訪問型サービス(要支援)に分けて入力してください。※要介護・要支援それぞれ  
別々にこの様式を作成する必  
要があります。

## イ. 後期

|      | ①判定期間に指定訪問介護を<br>提供した利用者の総数<br>(要支援者は含めない) | ②①の内同一建物減算の適用<br>を受けている利用者数(※<br>1) |
|------|--------------------------------------------|-------------------------------------|
| 9 月  | 48 人                                       | 45 人                                |
| 10 月 | 48 人                                       | 45 人                                |
| 11 月 | 48 人                                       | 45 人                                |
| 12 月 | 47 人                                       | 44 人                                |
| 1 月  | 47 人                                       | 44 人                                |
| 2 月  | 46 人                                       | 40 人                                |
| 合計   | 284 人                                      | 263 人                               |

③割合  
(②÷①) 92.6% %赤字内に自動的に割合が表示されます。  
割合が90%を超える場合は(別添1)資料「考え方及び  
フロー図」の考え方④に該当します。

④90%以上である場合の理由(※2より該当する番号を記入)

b

該当する番号(アルファベット)をプル  
ダウンより選択してください。  
※アルファベットの詳細は注釈を参照

(※1) 同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く)に居住する者及び同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者へ提供する場合を除く

(※2) 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号)(抄)」(以下、「留意事項通知」という。)第2の2(16)⑥二等に規定する以下のa～cのいずれか、若しくは、d「いずれにも該当しない」から当てはまるものを選択すること。

なお、a～cに該当する場合は、それぞれ要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

a: 特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合

b: 判定期間の一月当たりの延べ訪問回数が二百回以下であるなど事業所が小規模である場合

c: その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合

#### 備考

- ・本資料は同一建物減算に係る算定手続きを補完する資料としてご使用ください。
- ・「1. 判定期間」については、該当する期間を選択してください。
- ・「2. 判定結果」については、アまたはイの算定結果を元を選択してください。
- ・具体的な計算方法については、留意事項通知第2の2(16)⑥ロをご参照ください。